

沿岸広域振興局長告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成29年12月26日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 路線名 重茂半島線
- 2 供用開始の区間 下閉伊郡山田町大沢字寺地越国有林24林班ぬ1小班地先から宮古市重茂第22地割43番11地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年12月28日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - (2) 期間 平成29年12月26日から平成30年1月26日まで